

学則の変更について

八洲学園大学

1. 変更の事由

大学設置基準に則り、「学習」ではなく「学修」を用いることが適切である個所について、「学修」に修正

2. 変更の時期

令和4年1月1日

3. 学則及び変更部分の新旧の比較対照表

新	旧
<p>(単位の計算方法)</p> <p>第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。</p> <p>一 印刷教材等による授業(以下、「テキスト授業」という。)については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。</p> <p>二 面接授業、メディアを利用して行う授業及びこれらを併用しておこなう授業(以下、「スクーリング授業」という。)については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間のスクーリング授業をもって1単位とする。</p> <p>三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。</p> <p>(授業及び履修の方法)</p> <p>第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。</p> <p>2 テキスト授業は、所定の印刷教材等を学修し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。</p>	<p>(単位の計算方法)</p> <p>第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。</p> <p>一 印刷教材等による授業(以下、「テキスト授業」という。)については、45時間の学習を必要とする印刷教材等の学習をもって1単位とする。</p> <p>二 面接授業、メディアを利用して行う授業及びこれらを併用しておこなう授業(以下、「スクーリング授業」という。)については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間のスクーリング授業をもって1単位とする。</p> <p>三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。</p> <p>(授業及び履修の方法)</p> <p>第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。</p> <p>2 テキスト授業は、所定のテキストを学習し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。</p>
<p>(留学)</p> <p>第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。</p>	<p>(留学)</p> <p>第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>この学則は、令和4年1月1日から施行する。</p>	

以上